

～ 徳島税務署からのお知らせ～

確定申告会場 (所得税および復興特別所得税・贈与税・消費税および地方消費税) は、 2月17日(月)からです!



※ 2月16日以前は、申告会場を設けておりませんので、ご注意ください。

※ 申告書提出のみの場合は、徳島税務署 1階総合受付又は『郵送』にてお願いします。

開設場所 アスティとくしま (徳島市山城町東浜傍示1-1)

開設期間 2月17日(月)から3月16日(月)まで

※ 土・日・祝日を除く。ただし、2月24日(月)と3月1日(日)は開場します。

受付時間 午前9時から午後4時まで (混雑時には、受付を早めに締め切ることがあります。)

※ 徳島税務署庁舎内には確定申告会場を設置していません。

Point 1 スマホ・パソコンで申告書が作成できます!

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用すると、スマホやパソコンで確定申告書が作成できますので、ぜひご利用ください。

なお、作成した申告書はデータで送信(事前手続きが必要)または、印刷して提出することができます。



確定申告書等
作成コーナーの
QRコード

Point 2 マイナンバーをお忘れなく!

マイナンバー(12桁)の記載



本人確認書類の提示または写しの添付

スマホやパソコンから e-Tax で送信する場合は、本人確認書類を別途送付する必要はありません!

Point 3 消費税の軽減税率にご注意を!

令和元年10月1日から消費税率の引き上げ(10%)と同時に、軽減税率制度が実施されています。

決算書類(青色申告決算書等)に記載の決算額は税率ごとの区分がありませんので、**決算書類からは消費税の確定申告書の作成ができません。**

売上げや仕入れ(経費)に軽減税率(8%)対象品目がある場合、消費税確定申告を作成するには、**「区分経理」**を行う必要があります。課税期間内の課税取引を税率ごとに区分できるよう、国税庁ホームページに掲載している「課税取引金額計算表」等の様式を用いて整理しておくとう便利です。

Point 4 申告と納税はお早めに!

| 税 目 | 申告・納税期限 | 振替納税の口座振替日 |
|-------------------|----------|---------------|
| 所得税および復興特別所得税 | 3月16日(月) | 4月21日(火) |
| 個人事業者の消費税および地方消費税 | 3月31日(火) | 4月23日(木) |
| 贈 与 税 | 3月16日(月) | 口座振替はご利用できません |

【お問い合わせ先】 徳島税務署 〒770-0847 徳島市幸町三丁目 54 ☎088・622・4131
国税庁ホームページ (www.nta.go.jp)